

# 奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業受託事業者募集要項

## 1. 適用

本要項は、奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

## 2. 委託業務の概要

### (1) 業務名

奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業

### (2) 目的

“日本のはじまりの地・奈良”は日本の食文化の礎を築いた地でもある。豊かな歴史文化に育まれた本県の食・食文化を活用し、効果的な情報発信を行うことで、奈良県への誘客促進を図る。

本県の食文化のなかでも、地域の人々、神仏、自然が共生する背景をもち、歴史と技術を受け継いできたストーリー性豊かな奈良県内の日本酒に焦点を当てる。奈良の日本酒をインバウンド市場（外国人観光客を対象とした市場）での誘引力として活用し、奈良県が旅行先・宿泊先として選ばれることで、県内宿泊施設における宿泊実績、県内観光消費額が増加することを目指す。

### (3) 委託内容

- ① 実態調査およびターゲット市場調査
- ② ブランド戦略の策定
- ③ ウェブサイトの作成および情報発信
- ④ 体験コンテンツの集約、旅行商品の造成
- ⑤ その他、本事業を推進するに当たって必要な業務

※詳細は別紙「奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載。

### (4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した一切の経費は提案者の負担とする。

### (5) 委託料上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

### (6) 委託期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

## 3. 提案者の参加資格

### (1) 応募資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、単独企業もしくは本業務の受託のために結成された共同企業体とする。単独企業で参加する場合は、下記の①から⑬の要件の全てを満たしている者であること、共同企業体で参加する場合は、構成する全ての者が、下記の①から⑪の要件を満たし、共同企業体のうちいずれかの構成企業が下記⑫及び⑬の要件を満たしていることを参加資格要件とする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑤銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- ⑥役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店または営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していないこと。
- ⑩役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していないこと。
- ⑪役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で営業種目「Q5広告・イベント業務」に登録をしているものであること（ただし、企画提案書提出時点において登録申請中であれば可とする）。
- ⑬この公告に係る契約締結年度を除き過去5年間に国又は地方公共団体又はそれらに準ずる機関（観光協会等）と同種及び同規模以上の業務の元請け実績があること。

## (2) 共同企業体の参加について

複数の事業者による共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

- ①必ず共同企業体の代表者を決め、全構成企業についても代表者名等を記載し、それぞれの代表者印を押印すること。その際、代表者の印は契約時に使用するものと同一とすること。
- ②1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で提案を行うことは認められない。

## (3) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①上記3（1）に定めた資格が備わっていないとき。
- ②複数の提案書等を提出したとき。
- ③提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④提出書類に虚偽または不正があったとき。

- ⑤提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ⑥そのほか不正な行為があったとき。

#### 4. 手続き等

##### (1) 担当課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県観光局観光力創造課  
TEL：0742-27-8482  
E-mail：[kanko@office.pref.nara.lg.jp](mailto:kanko@office.pref.nara.lg.jp)

##### (2) 募集要項及び仕様書の配布

令和7年6月13日（金）から7月7日（月）正午までの間に、(1)の担当課またはインターネットの奈良県観光局観光力創造課ホームページにて配布する。  
ただし、担当課における配布は正午から午後1時までを除く午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。

##### (3) 仕様書等に関する質問

仕様書等について質問がある場合は、以下のとおり質問票を提出すること。

###### ア) 質問方法

質問書【様式5】により(1)担当課あてに電子メールにて提出すること。送付後、必ず電話にて確認の連絡をすること。

来訪又は電話など口頭での質問は受け付けない。

###### イ) 受付期間

令和7年6月27日（金）午後5時まで

###### ウ) 回答方法

質問に対する回答は、質問の要旨と合わせて奈良県観光力創造課ホームページにて随時公表する。なお、質問者名の公表及び個別の回答は行わない。

##### (4) 参加申込

企画提案に参加を希望する者は、以下のとおり提出すること。

提出期限：令和7年6月27日（金）午後5時まで

提出先：(1)の担当課に同じ

提出方法：(1)の担当課へ持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また封筒に「参加申込書在中」と朱書きすること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

提出物：①参加申込書【様式1】

②誓約書【様式2】

③参加申込者概要書【様式3】

④類似業務受注実績【様式8】

過去5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間）に受託し、履行した同種業務の実績を記載すること。（契約書の写し等を添付）

※同種業務：食・地域等の魅力創出・発信に向けたブランディング業務又はプロモーション業務

⑤ 3 (1) ⑫の参加資格を有することを証する書類の写し等

共同企業体による参加の場合は、以下の提出物も合わせて提出すること。

⑥共同企業体委任状【様式9】

⑦共同企業体一覧【様式10】

⑧共同企業体協定書【様式11】

※①②④⑤は、共同企業体の代表企業が提出すること。

※③は、構成する全ての団体について提出すること。

※参加申込書を提出後、企画提案書を提出しないこととなった場合は、速やかに(1)の担当課へ連絡のうえ、令和7年7月4日(金)午後5時までに、参加辞退届【様式4】を持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書

企画提案を行う者は、以下のとおり提出すること。

提出期限：令和7年7月7日(月)正午まで

提出先：(1)の担当課

提出方法：(1)の担当課へ持参又は郵送により、上記期限までに必着で提出すること。また封筒に「企画提案書在中」と朱書きすること。

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く9時から17時まで(正午から13時までの間は除く。)とする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便とすること。

提出物：①企画提案提出書【正：様式6】【副：様式6-1】

②企画提案書(様式任意 サイズはA4)

企画提案書には、「仕様書」及び6(1)の審査基準を踏まえ、以下の項目を盛り込むこと。各項目にインデックスを付すなど閲覧性に配慮すること。

(ア) 業務実施方針・業務スケジュール

「仕様書」に記載の業務内容をどのように実施するのかをわかりやすく記載し、業務全体のコンセプト、業務実施方針及び業務スケジュールを提示すること。

(イ) 業務実施体制

業務を実施するにあたり、どのような人材を起用するかわかるよう、業務実施体制を提示すること。

(ウ) 実態調査およびターゲット市場調査の企画案

・奈良の日本酒にかかる実態調査については、基礎データの収集のほかに、県内事業者、奈良県酒造組合と連携した具体的な手法や事例を提示すること。

・ターゲット選定を想定して、インバウンド市場における需要動向を調査する効果的な手法や事例を提示すること。

(エ) ブランド戦略の策定の企画案

・ブランドメッセージ、ツールイメージ等の制作体制、方法を具体的に提示すること。(例：事業者提案、コピーライターの起用)

・制作可能なイメージについて、デザインセンスや方向性を具体的に示すこと。(実績等の提示も可。)また、ターゲットに合わせたプロモーションを想定し

ながら、誘客効果のあるものを提示すること。

・制作するブランドムービーについては、発信ツールに適した形式を提示すること。

(オ) ウェブサイトの作成および情報発信の企画案

・ウェブサイト（HP）のレイアウト・デザインイメージを具体的に提示すること。

・どのようなサイトや媒体を選択または連携等によりプロモーションを展開するか、方法を具体的に提示すること。なお、効果測定を実施することを想定して、PV 数等の指標が把握可能なシステム、媒体を提示すること。

(カ) 体験コンテンツの集約、旅行商品の造成の企画案

・酒蔵が有する体験コンテンツを集約し、それらを次年度以降の旅行商品造成に活用することを想定したタリフを作成する形式・手法を具体的に提示すること。

・次年度以降に実施するプロモーションを想定した旅行商品を具体的に提示すること。

③委託業務実施体制【様式7】

④見積書（様式任意）

宛先は「奈良県知事」とすること。また、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とすること。）

提出部数：9部（正1部、副8部/提出物一式）、pdfデータ（正/副）

なお、副8部については、提案者を判読できるような用紙の使用や記載を行わないこと。

## 5. 日程

令和7年6月13日（金）	募集要項配布、参加表明書及び質問受付開始
6月27日（金）	参加申込受付・質問受付終了（午後5時まで）
7月7日（月）	企画提案書受付終了（正午まで）
7月中旬	受託事業者選定審査委員会開催予定（プレゼンテーション実施）

## 6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の審査

①企画提案書等の審査は、「奈良の酒のブランディングによる誘客促進事業業務受託事業者選定審査委員会（以下「選定審査会」という。）」により、次の審査項目について採点を行うものとする。選定審査会の各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も合計得点の高い1事業者を最優秀提案者として選定する。また、提案者が2者に満たない場合においても、再公告の手続きは踏まずに審査手続きを行う。

なお、審査委員の合計点を集計した総得点が6割以上であることを契約相手方特定の条件とする。審査は非公開とする。

ア) 業務遂行能力

・本業務の目的、趣旨を十分理解した提案を行っているか。

（評価全体の5%）

・業務実施手順・業務スケジュールは適切であるか。

（評価全体の5%）

・業務内容を実現するための適正な実施体制が具体的に示されているか。（評価全体の5%）

%)

イ) 実態調査およびターゲット市場調査

- ・奈良の日本酒の特徴を明らかにするスキーム、ブランド力強化に資する実態調査の手法が具体的に提案されているか。(評価全体の5%)
- ・インバウンド市場をターゲットとした需要動向を調査する手法が具体的に提案されているか。(評価全体の10%)

ウ) ブランド戦略の策定

- ・一貫性をもって奈良の日本酒のストーリー性を表現できうるブランドメッセージ、ツールイメージ等の制作体制や制作方法を具体的に提案しているか。
- ・制作可能なブランドメッセージ、ツールイメージ等について、デザインセンスや方向性は本事業の趣旨に合致しているか。(評価全体の20%)
- ・ブランドムービーは、日本酒のストーリー性を視覚的にプロモーションできるもので、活用する媒体や場面によって適した形式で、具体的に提案しているか。(評価全体の10%)

エ) プロモーションツールの作成および情報発信

- ・ウェブサイト(HP)は見やすくわかりやすい作りで、目を引くページレイアウト、デザインイメージとなっているか。各種情報が整理され、ユーザーが目的に応じてスムーズに移動できる設計となっているか。(評価全体の15%)
- ・SNS等の情報発信ツール・形式・手法が具体的に提案されているか。(評価全体の5%)

オ) 体験コンテンツの集約、旅行商品の造成

- ・酒蔵が有する体験コンテンツを集約し、それらを次年度以降の旅行商品造成に活用することを想定したタリフを作成する形式・手法を具体的に提案しているか。次年度以降プロモーションの足がかりとなる旅行商品について、造成にかかる形式・手法を具体的に提案しているか。(評価全体の10%)

カ) 経費見積(評価全体の10%)

経費の内訳、範囲が明確に示されており、経費の積算が提案内容に見合った妥当な金額となっているか。

- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和7年7月中旬に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

- ① 上記6(1)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合又は最優秀提案が取消しとなった場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合

がある。

②企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。

③契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

ア) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

### (3) 電子契約の可否

①本契約は電子契約を可能とする。

②電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（別添）を4（4）で示す参加申込手続きとあわせて原則電子メール（やむを得ない場合持参・郵送可）で提出すること。

### (4) その他

①当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。

②採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

## 7. その他

(1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。

(2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。

(3) 選定結果として提案書等を提出した事業者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合、及び県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。

(4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。

(6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。

(7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。